

総務環境常任委員会審査報告書（令和2年12月）

（条例審査）

令和2年12月9日、午前9時00分から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長並びに総務防災課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和2年12月8日の本会議で当委員会に付託された、「議案第77号 山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：瀬戸恵津子委員長、山崎政司副委員長、瀬戸顯弘委員、瀬戸伸二委員、
児玉洋一委員、堀口恵一委員、富田陽子委員

町出席者：町長、副町長、総務防災課長

あいさつ：瀬戸恵津子委員長・町長

補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。

児玉委員 公職選挙法の一部改正から条例制定となるまでの流れを説明願いたい。

総務防災課長 公職選挙法が改正された経緯については、全国的に町村の議会でも多様な人材を幅広い層から確保する必要があるということと議員のなり手不足問題というこの二つの問題が以前から全国の町村で出ていたようです。そのため、この課題を解決するため全国町村議会議長会、それに続いて全国町村会、この二つの団体から国に対し、町村においても選挙公営ができるようにするよう要望を出しました。これに基づいて国会に於いて公職選挙法の改正について審議をしまして、この度、お金のかからない選挙の実現、候補者間の選挙

運動の機会均等を図る観点から改正が行われ、選挙公営につきましては、条例で定めればできることとなりました。

改正法の具体的な内容につきましては、1つ目として町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大ということで、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担については、条例で定められるようになりました。

2つ目として、町村議会選挙におけるビラ頒布の解禁。これは、町の議会議員選挙でも1候補者について1600枚まで頒布することができるようになりました。

3つ目として、公職選挙法による町村議会議員選挙における供託金制度の導入となっており、今回の法改正により条例で定める必要がある事項については、すべて規定させていただきました。

児玉委員 我々地方議会議員の先輩方が以前から声を挙げ、議長会、さらに町村会からも国に要望し、法律が改正され、これに基づき我々が条例の審議をするという流れは確認できたが、公費負担については国からの補助があるのか。

総務防災課長 町が100%負担することになります。

瀬戸伸二委員 候補者本人の車を使用した場合は、公費負担となるのか。

総務防災課長 候補者本人の車を使用することは可能ですが、公費負担の対象にはなりません。

瀬戸伸二委員 候補者本人が業者だった場合はどうか。

総務防災課長 これも公費負担にはなりません。

瀬戸伸二委員 第4条第2号ウの運転手の雇用に関する契約というのは、レンタカーで運転手付きという意味か。

総務防災課長 運転手と雇用契約を結べば選挙公営の対象ということで、個別に対応できるということになります。

瀬戸顯弘委員 条例第2条の後段で供託物とあり、供託金のことと思うがここでは

どのような位置づけとなっているのか。

総務防災課長 供託物とは供託金のこと、町議会議員選挙の場合は、有効投票の総数を議員の定数で割り、さらにその数を10で割った数まで票が取れなかった場合は、供託金は没収されますので、第2条でも同じ扱いとなります。

瀬戸顯弘委員 供託金が没収になったら、それぞれについて公費の負担はないということでしょうか。

総務防災課長 そのとおりです。

瀬戸委員長 選挙公営に関する近隣の条例の制定状況はどうなっているのか。

総務防災課長 上郡の状況を申し上げますと、山北町以外の4町は、この12月議会において全員賛成で可決されたと聞いております。

参考に全国町村議会議長会で本年10月1日に調査を行っており、全国926町村のうち、既に制定している町村が102、制定予定の町村が653、その他は検討中となっております。

富田委員 第7条及び第10条で、作成を業とする者との間において有償契約を締結し、となっているが、この「業とする者」とは専門の業者なのか、例えばセミプロのような個人が業としてやられている場合も対象となるのか。

総務防災課長 手続きとして、まず業者と有償契約を締結していただきます。この手続きができるものが対象ということになります。

富田委員 支払いのやり取りは候補者と町ではなく、業者と町ということでしょうか。

総務防災課長 契約は候補者と業者ですが、支払いにつきましては業者と町となります。

富田委員 契約はあらかじめ決められた様式を使用するのか。

総務防災課長 選挙管理委員会や町に提出する書類作成については、選挙管理委員会で規定していきますが、契約書については特に定めはありません。

ただし、契約の内容をある程度明確にさせていただく方がよいと考えています。

瀬戸顯弘委員 さまざまな様式の契約書が提出され、結果として確認も難しくなるなど、不都合が起こってくると思う。県では様式を作成していると思うので、参考に作成した方がよいと思うが。

総務防災課長 県に問い合わせをし、様式があればそれを参考に作成し、選挙の際には皆さまにご提供したいと思います。

堀口委員 万が一、この条例が否決された場合は、これまでどおりということでしょうか。

総務防災課長 そのとおりですが、供託金につきましては公職選挙法で定められていることですので、納めていただくこととなります。

児玉委員 我々から声を挙げ、それを全国町村議会議長会から国に挙げた話を否決することは、あまり考えられないと思うが。
今までどおりでやりたければ、個人として公費負担を求めず、これまでどおりやればよい。これまでの流れをしっかりと理解する必要があるのではないかと。

富田委員 第4条第2号イの規定であるが、燃料に関して契約は必要なのか。

総務防災課長 業者と有償契約していただくこととなります。

富田委員 電気自動車を使用した場合はどうなるのか。

総務防災課長 ガソリン車又はディーゼル車の使用で制度設計していますが、今後は電気自動車の使用も考えられますので、契約ができれば対象になると考えます。

富田委員 自動車は公費負担になれば、今後は自動車の使用が前提になるが、燃料が電気であれば選挙活動自体もエコになる。町内では道の駅と契約が結べれば対象になるということでしょうか。

総務防災課長 業者と契約が結べれば可能となります。

山崎副委員長 公費負担については、予算計上についてはどのように考えているの

か。

総務防災課長 選挙の執行に係る予算につきましては、限度額で予算計上していくことを想定しています。

山崎副委員長 立候補するためには事前にビラやポスターを準備すると思うが、無投票になった場合の公費負担の取り扱いはどうなるのか。

総務防災課長 選挙運動用ビラとポスターは上限額までが公費負担の対象となります。自動車については、上限は5日までとなっていますが、無投票の場合は、告示日の1日分までとなります。

瀬戸委員長 ビラを新聞折込みで頒布した場合の折込み料の取扱いは。

総務防災課長 ビラにおける公費負担の対象はあくまでも作成にかかる費用となりますので、頒布に係る費用は対象となりません。

瀬戸顯弘委員 ビラの表現や配布方法などについてどのような制約があるのか。

総務防災課長 ビラについては、大きさが定められています。記載の内容については、犯罪を誘発するような記載、不法行為となる記載は禁じられております。頒布方法については、新聞折込み、当該候補者の選挙事務所、個人演説会の会場内、街頭演説の場所の4つに限られていますのでご注意くださいと思います。

瀬戸顯弘委員 例えば知り合いの商店に置いて配ってもらうということとはできないということでしょうか。

総務防災課長 そのとおりです。

以上で質疑を終了し、「議案第77号 山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

(午前9時46分終了)

以上を持ちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第77号に係る審議結果についての報告を終了といたします。